供給条件事項説明書【ヒカリデンキ低圧契約】

大切なお知らせですので、下記の事項を十分にお読みください。

本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の条件を概説します。詳しくは当社電気供給約款及び電気料金種別定義書等をご確認願います。

1. 使用開始の予定年月日

現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。

2. 契約電力

ヒカリデンキ低圧契約 には ファミリータイプ・ビジネスタイプ・動力タイプ の 三種類あり、契約電力は原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電力（契約電流・契約容量）にのっとり、プランの設定を行います。

3. 供給電圧および周波数

(1) 供給電圧は、ファミリータイプ・ビジネスタイプの場合、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。動力タイプの場合、交流3相3線式標準電圧200ボルトです。

(2) 周波数は原則として標準周波数60ヘルツ（北陸電力管内）です。

4. 電気料金

料金は、基本料金、電力量料金、制度対応費の合計とします。なお、電気料金は、料金定義書の改定等により変更となる場合がございますので、予めご了承下さい

(1) ビジネスタイプ

基本料金（税込）	電力量料金（税込）
1kVAあたり100円	1kwhあたり28.40円

(2) ファミリータイプ

基本料金（税込）	電力量料金（税込）
1契約あたり500円	1kwhあたり28.40円

(3) 動力タイプ

基本料金（税込）	他季電力量料金（税込）	夏季電力量料金（税込）
1kWあたり932.39円	1kwhあたり17.94円	1kwhあたり19.87円

※ 夏季」は毎年7月1日から9月 30 日までの期間をいいます。「その他季」は夏季以外の期間をいいます。

※ 料金単価には燃料費調整単価を含んでおりません。電気料金の算定にあたっては、別途お知らせする燃料費調整単価を適用します。

5. 工事費等

⑴ 計量器や電流制限器等は一般送配電事業者の所有となります。一般送配電事業者の負担で取り換えるため、お客さまの費用負担はございません。ただし、特に多額の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

⑵ 託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

6. 計量・料金算定について

⑴ 使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。

⑵ 料金の算定期間は「一月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。

⑶ 計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。

7. お支払い方法

⑴ 毎月の電気料金については口座振替の方法でお支払いいただきます。その際、当社が指定した様式によりあらかじめ当社にお申し出いただきます。所定の振替日に引き落としがなされなかった場合、該当請求料金は当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより、支払期日までにお支払いいただきます。

⑵ 工事費負担金についてはその都度、当社が指定した金融機関を通じて払い込みによりお支払いいただきます。

8. お客さまのご協力

⑴ 需要場所への立入りによる業務の実施

供給契約の遂行上、供給場所への立入りが必要と認める場合、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

⑵ 施設場所の提供

一般送配電事業者が、お客さまへの電気の供給に伴う設備等の施設場所の提供を求めた場合、それらの場所を無償で提供していただくものとします。

⑶ 保安に対するお客さまの協力

一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。

9. 契約期間

契約期間は、料金適用開始日から 1 年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に 1 年間延長します。

10. お客さまからの申し出による契約の変更・解除

⑴ 契約の変更の際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。

(2) 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約の際は、新たな小売電気事業者へお申し込みください。

(3) 引越し等の理由により契約を終了する際は、下記連絡先を通じて 10 日前までにお申し出ください。その際、当社は必要な本人確認を行います。お申し出を 10 日前までにいただいていない場合で、一般送配電事業者との契約解除のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後のご契約終了日までに発生した電気料金はお客さま負担となる場合がございます。

(4) 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

(5)

お客さまが訪問販売または電話勧誘販売により契約の申込みをし、または契約を締結された場合、別途送付する「契約内容の重要なお知らせ」を受領された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面またはお問い合わせフォームにより無条 件で申込の撤回または契約の解除を行うこと（以下、「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時（郵便消印日付など）またはお問い合わせフォームを送信した時から発生します。クーリング・オフを行う場合、お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の 返還を受けることができます。お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日を含めて、8 日を経過するまでは、書面またはお問い合わせフォームによるクーリング・オフを行うことができます。クーリング・オフを行う場合は、必要事項をご記載のうえ下記連絡先まで書面にてご郵送、またはお問い合わせフォームにて通知ください。
名称：ヒカリレンタ中日本株式会社
住所：福井県福井市上北野1丁目25-13
お問い合わせフォーム：https://hikari-denki.info/contact.html/

11. 当社からの申し出による契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気供給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の 15 日前までに通知いたします。ただし、(7)または(8)に該当する場合には、通知を行うことなく即時に解約することといたします。

(1) 一般送配電事業者に電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

(2) お客さまが当社の定めた方法による通知をされないで、その供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

(3) 支払期日を 15 日経過してもお客さまが料金を支払われない場合

(4) 支払期日を 15 日経過してもお客さまが他の電気供給契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金を支払われない場合

(5) お客さまが支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(6) お客さまが、毎月の料金の支払いを当社が指定した支払い方法に違反した場合

(7) 電気供給契約の申込み内容に電気供給契約を継続しがたい重大な誤り等があった場合

(8) お客さまがその他電気供給約款に違反した場合

12. その他

(1) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。

(2) 本供給条件事項説明書に記載のない事項については、電気供給約款および電気料金種別定義書によるものとします。